

介 護 サ ー ビ ス 事 業 計
特 別 会 計

介護サービス事業特別会計〔保健福祉部 介護福祉課 所管〕

1. 概 要

要支援 1, 2 と認定された方に対する予防給付に係るケアマネジメントは、地域包括支援センターが指定介護予防支援事業所の指定を受けて実施する業務であり、その業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託して行う。

2. 歳入の状況

(単位：千円，%)

款	項	28年度	構成比	27年度	構成比	増減額	増減率
サービス収入	介護給付費収入	10,273	72.6	7,879	58.4	2,394	30.4
繰入金	他会計繰入金	3,882	27.4	5,617	41.6	△1,735	△30.9
繰越金	繰越金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
歳入合計		14,156	100.0	13,497	100.0	659	4.9

3. 歳出の状況

(単位：千円，%)

款	項	28年度	構成比	27年度	構成比	増減額	増減率
総務費	総務管理費	7,891	55.8	8,668	64.2	△777	△9.0
サービス事業費	介護予防サービス費	6,164	43.5	4,728	35.0	1,436	30.4
諸支出金	繰出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
予備費	予備費	100	0.7	100	0.8	0	0.0
歳出合計		14,156	100.0	13,497	100.0	659	4.9

○一般事務費（01010101） 7,891千円（8,668千円） 予算書 P329

[その他：7,891千円]

*その他積算根拠

[サービス収入：居宅介護予防支援サービス費収入

月額基本：4,601円×177人×12箇月×0.40≒3,909千円

初期加算：3,210円×13人×12箇月×0.40≒200千円]

[繰入金：事務費繰入金 3,782千円]

(目的及び期待する効果)

指定介護予防支援事業所の指定を受けた地域包括支援センターが、事業者として要支援認定者に対する予防給付に係る介護予防ケアマネジメントを行うことを目的とする。

要支援認定者一人ひとりの状態に応じた目標志向型のケアプランを作成してサービス提供につなげることで、要支援認定者の生活機能の維持・向上と生活の質の向上が期待できる。

(内容)

要支援認定者に対するケアプラン作成を行うために、任用する介護支援専門員の人件費及び活動経費並びに国保連合会への介護給付費請求を行うための経費

1 報酬（介護支援専門員）	7,310,000円
2 旅費（費用弁償，特別旅費）	150,000円
3 需用費（消耗品費，燃料費，修繕料）	158,000円
4 役務費（通信運搬費，手数料，自動車損害保険料）	160,000円
5 使用料及び賃借料（賃借料）	24,000円
6 負担金補助及び交付金（負担金）	82,000円
7 公課費（自動車重量税）	7,000円

○居宅介護予防支援サービス費（02010101） 6,164千円（4,728千円） 予算書 P330

[その他：6,164千円]

*その他積算根拠

[サービス収入：居宅介護予防支援サービス費収入

月額基本：4,601円×177人×12箇月×0.60≒5,864千円

初期加算：3,210円×13人×12箇月×0.60≒300千円]

(目的及び期待する効果)

要支援認定者に対するケアプラン作成を居宅介護支援事業所に委託することで、要支援認定者が介護給付に移行した場合の連携を確保することができる。

(内容)

要支援認定者に対するケアプラン作成を居宅介護支援事業所に委託するための経費

1 委託料（居宅介護予防支援サービス）	6,164,000円
月額基本：4,601円×177人×12箇月×0.60（委託割合）	=5,863,514円
初期加算：3,210円×13人×12箇月×0.60（委託割合）	=300,456円